

令和7年第5回清瀬市農業委員会議事録

令和7年5月27日午前9時00分から午前9時50分、清瀬市役所において、清瀬市農業委員会を開催した。

- 1 出席委員
- | | | | | |
|--------|-------|-------|-------|--|
| 会 長 | 第10番 | 松村 俊夫 | | |
| 会長職務代理 | 第12番 | 小寺 正明 | | |
| 第1番 | 齊藤 正樹 | 第2番 | 小寺 一壽 | |
| 第3番 | 村山 昇 | 第4番 | 村野 和博 | |
| 第5番 | 村野 正明 | 第6番 | 森田 庄司 | |
| 第7番 | 中村 正一 | 第8番 | 新井 誠子 | |
| 第9番 | 村山 孝 | 第11番 | 高橋 将則 | |
| 第13番 | 坂間 和弘 | 第14番 | 土屋 俊治 | |

- 2 議長 松村 俊夫(会長)

- 3 書記 遠田真史・吉富貴晶・山下航平

- 4 付議事項 (1) 相続税納税猶予制度に関する「適格者証明願」について
(2) 相続税納税猶予制度に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について
(3) 「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」について
(4) 農地法の届出について〔4条関係〕
(5) 農地法の届出について〔5条関係〕
(6) その他

議 長 皆さん定刻になりましたので、令和7年第5回清瀬市農業委員会を始めたいと思います。
本日は、委員14名中14名の出席となっております。会議規則第6条の規定により過半数を満たしておりますので、本日の総会は成立いたします。会議を開催するにあたり議事録署名委員を指名させていただきます。第7番の中村正一委員、第8番の新井誠子委員となっております。よろしくお願いいたします。
議案第1号 相続税納税猶予制度に関する「適格者証明願」についてを議題とさせていただきます。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 はい。こちらは農地を相続した場合、農業経営の継続の支援をするため、税務署で相続税納税猶予制度を申し込む際に必要と

なる証明書です。申請は3件です。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。

[事務局より説明]

議 長 只今、事務局で説明がございました。現地調査に行った村野正明委員と高橋委員より1件目と2件目の報告をお願いします。

村野正明委員 1件目についてですが、5月8日に申請者と高橋委員と事務局の山下さんと現地調査を行いました。農地は2か所あります。1ヶ所目の農地にはハウスが2棟あり、そのうちの1棟ではピーマンとトマトを栽培していました。露地の部分はきれいに耕耘されていました。2か所目の農地はきれいに耕耘されていました。問題ないと思います。次に2件目についてですが、5月8日に申請者の息子と高橋委員と事務局の山下さんと現地調査を行いました。対象の農地は1ヶ所でタマネギ、ネギ、ニンニクなどの多品目の野菜を栽培していました。それらの野菜は直売所で販売するとのことでした。問題ないと思います。

高橋委員 補足として1件目の1カ所目の農地については露地の一部でネギの栽培もしておりました。それ以外については村野委員と同様の意見で2件とも農地全体がしっかりと管理されており、特に問題ないかと思えます。

議 長 3件目の下宿の農地に関する報告を村野正明委員と高橋委員よりお願いします。

村野正明委員 5月8日に申請者と高橋委員と事務局の山下さんと現地調査を行いました。対象の農地は1ヶ所できれいに耕耘されていました。問題ないと思います。

高橋委員 村野委員と同様の意見でとてもきれいに耕耘されておりました。問題ないと思います。

議 長 続いて3件目の下清戸の農地に関する報告を齊藤委員と土屋委員よりお願いします。

齊藤委員 5月9日に申請者と土屋委員と事務局の山下さんと現地調査を行いました。対象の農地は4カ所あります。里芋、なす、じゃがいも、ねぎ、枝豆、とうもろこしなど多品目の野菜が栽培されて

おりました。作付けのない箇所はきれいに耕耘されており、問題ないと思います。

土屋委員 斎藤委員と同様の意見で全ての農地がきれいに使用されており、全く問題ないと思います。

議 長 只今担当委員より説明がございました。各委員何か質問はありますでしょうか。

委 員 異議なし。

議 長 それでは承認させていただきます。
議案第2号 相続税納税猶予制度に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」についてを議題とさせていただきます。農業委員会会議規則第10条、委員会の委員は自己または同居の親族、もしくはその配偶者の事項については、その議事に参与することができないということになっておりますので、中村委員はしばらくの間、退室をお願いします。

～中村委員退室～

議 長 事務局より、議案の説明をお願いしたいと思います。

事務局 はい。こちらは相続税納税猶予制度を適用された方が、3年ごとの報告を税務署に行く際に必要な書類になっております。申請は7件ですが、先に7件目の説明をいたします。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。

[事務局より説明]

議 長 7件目の報告を村野正明委員よりお願いいたします。

村野正明委員 5月20日に事務局の山下さんと現地調査を行いました。対象の農地は3カ所あります。1カ所目は自宅の前の農地でネギ、オクラ、ナス、トマトなどを栽培していました。2カ所目の農地はきれいに耕耘されていました。3カ所目の農地も2カ所目と同様にきれいに耕耘されていました。問題ないと思います。

議 長 只今担当委員より説明がございました。各委員何か質問はありますでしょうか。

委 員 異議なし。

議 長 それでは承認させていただきます。
中村委員の入室を許可します。

～中村委員入室～

議 長 それでは事務局より続けて説明をお願いします。

事務局 それでは続けて説明いたします。

[事務局より説明]

議 長 現地調査に行った齊藤委員より 1 件目の報告をお願いいたします。

齊藤委員 4 月 2 1 日に事務局の山下さんと現地調査を行いました。対象の農地は 3 カ所あります。いずれの農地も耕耘されていたため問題ないと思います。

議 長 2 件目の中清戸の農地の報告を村山昇委員よりお願いいたします。

村山昇委員 4 月 1 8 日に事務局の山下さんと現地調査を行いました。農地は 2 か所あり、自宅付近の農地では多品目の野菜と花卉を生産していました。もう 1 カ所の農地では鉄骨ハウスが 8 棟、パイプハウス 1 2 棟あり、それぞれのハウスでダイヤモンドリリー、クリスマスローズ、シクラメン、エディブルフラワーを生産していました。問題ないと思います。

議 長 2 件目の下清戸の農地の報告を土屋委員よりお願いいたします。

土屋委員 4 月 1 8 日に事務局の山下さんと現地調査を行いました。ハウスが 2 棟あり、そこではクリスマスローズを栽培していました。露地では多品目の野菜を栽培していました。問題ないと思います。

議 長 3 件目及び 4 件目の報告を村山昇委員よりお願いいたします。

村山昇委員 3件目についてです。4月18日に事務局の山下さんと現地調査を行いました。対象農地は雑草が繁茂し、キウイフルーツの木の枝が隣接する駐車場にはみ出していたので、申請者へ除草とはみ出している枝の除去をするよう指導しました。その後、5月1日に申請者より除草等の作業が完了したとの連絡があったため、改めて現地を確認したところ農地の状態が改善されていることを確認しました。問題ないと思います。次に4件目についてです。4月18日に事務局の山下さんと現地調査を行いました。対象農地は綺麗に耕耘されていたので、問題ないと思います。

議 長 5件目の報告を高橋委員よりお願いいたします。

高橋委員 5月15日に事務局の山下さんと現地調査を行いました。対象農地は4カ所でそのうち1カ所はハウスが2棟あり、ハウスの中では主にバナナを栽培、露地では空心菜、ナス、トマトなどを栽培していました。他の3カ所は全て露地でブルーベリー、とうもろこし、枝豆、キュウリを栽培していました。いずれの農地も問題はないと思います。

議 長 6件目の報告を村山昇委員よりお願いいたします。

村山昇委員 5月19日に事務局の山下さんと現地調査を行いました。対象農地は4カ所あります。里芋、タマネギ、ツツジが栽培されておりました。作付けのない農地についてもきれいに耕耘されており、問題ないと思います。

議 長 只今担当委員より説明がございました。各委員何か質問はありますでしょうか。

委 員 異議なし

議 長 それでは承認させていただきます。
議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」についてを議題とさせていただきます。それでは事務局より、議案の説明をお願いしたいと思います。

事務局 はい。こちらは生産緑地の買取申出を行う場合、必要となる証明書になります。申出は2件です。申出者の住所氏名等は省略

させていただきます。

[事務局より説明]

議 長 こちら、2件とも買取申出事由は死亡でございます。何か質問
 はございますか。

委 員 異議なし。

議 長 それでは、異議なしということで承認させていただきます。
 議案第4号、農地法に基づく届出「4条関係」についてを議題
 とさせていただきます。農地法第4条の専決処理報告を事務局
 より、お願いします。

事務局 はい、それでは農地法第4条第1項第7号の規定による自己に
 よる農地転用の届出、専決処理報告をさせていただきます。届出
 は1件です。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。
 4月11日から5月12日までの受付分となっております。

[事務局より説明]

議 長 質問等はございますか。

委 員 異議なし。

議 長 以上が4条の報告です。
 議案第5号、農地法に基づく届出「5条関係」についてを議題
 とさせていただきます。農地法第5条の専決処理報告を事務局
 より、お願いします。

事務局 はい、それでは農地法第5条第1項第6号の規定による権利移
 動を伴う農地転用の届出、専決処理報告をさせていただきます。
 届出は2件です。届出者の住所氏名等は省略させていただきます。
 4月11日から5月12日までの受付分となっております。

[事務局より説明]

議 長 只今事務局より説明がございました。質問等はございますか。
委 員 異議なし。

議 長 以上が5条の報告です。
議案第6号、その他を議題とさせていただきます。
(1) 生産緑地の買取申出に係る農業委員会への協力について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、依頼は2件です。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。

[事務局より説明]

議 長 これは生産緑地の買取申出に係る協力依頼という形でございます。これは協力ですので、希望される方がいれば、事務局に一報をお願いします。

(2) 会議の報告について

①北多摩地区農業委員会連合会通常総会

令和7年5月23日(火)午後4時より武蔵野市役所で行われました。参加者は会長、事務局です。
事務局より報告をお願いいたします。

事務局 はい。松村会長とともに遠田が参加いたしました。議題としましては第1号議案として「令和6年度事業報告及び収入支出決算について」「令和6年度会計監査報告について」、第2号議案として「令和7年度事業計画案及び収入支出予算案について」、第3号議案として優秀農業経営者表彰規定及び表彰調書の改正案について」、第4号議案として「会長交際費支出基準案について」が審議されました。4号議案まですべての議案が可決されました。
北多摩地区農業委員会連合会通常総会の報告については以上となります。

議 長 以上が会議の報告でございます。

(3) 会議の日程について

①農業委員会地区別広域連携会議

令和7年6月11日(水)午後1時30分より小平市中央公民館で行われます。参加者は私と職務代理と事務局です。

②第6回清瀬市農業委員会

令和7年6月24日（火）午前9時00分より清瀬市役所で行われます。参加者は農業委員と事務局です。

③農地利用状況調査

令和7年6月24日（火）市内全域で行われます。

参加者は農業委員と事務局です。

以上が会議の日程でございます。

全体を通して質問等はございますか。

委 員 特にありません。

事務局 事務局はありません。

議 長 特にないようですので、終了したいと思います。

職務代理 慎重審議ありがとうございます。以上をもちまして、第5回清瀬市農業委員会閉会致します。お疲れ様でした。